

健発0323第6号
令和3年3月23日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

小児・AYA 世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業の実施について

標記については、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA 世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊娠性温存療法に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床データ等を収集し、妊娠性温存療法の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成などの妊娠性温存療法の研究を促進することを目的として、今般、別紙のとおり「小児・AYA 世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業実施要綱」を定めたので、これにより当該事業を実施されたい。

なお、当該実施要綱は令和3年4月1日から適用することとする。